

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月 3日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 木 田 綾 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月 3日 午前 8時30分から 令和 7年10月10日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年10月17日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年11月 7日 午前10時00分 場 所 水戸地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年10月20日 午前 9時00分から 令和 7年10月21日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月 3日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	1,430,000 1,144,000	一括	286,000	30,503	0
1	50,000				
2	850,000				
3	530,000				



物 件 目 録

1 所 在 常陸大宮市泉字根本上

地 番 1120番4

地 目 公衆用道路

地 積 147平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

持分3分の1

2 所 在 常陸大宮市泉字根本上

地 番 1120番5

地 目 宅地

地 積 241.32平方メートル

3 所 在 常陸大宮市泉字根本上1120番地5

家屋 番号 1120番5

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 82.81平方メートル
2階 36.85平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 2月28日

水戸地方裁判所民事部

裁判所書記官 片 見 光 雄

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件共有者Aが占有している。

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受への参考となる事項

【物件番号1】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 常陸大宮市泉字根本上

地 番 1120番4

地 目 公衆用道路

地 積 147平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

共有者 A 持分3分の1

2 所 在 常陸大宮市泉字根本上

地 番 1120番5

地 目 宅地

地 積 241.32平方メートル

所有者 A

3 所 在 常陸大宮市泉字根本上1120番地5

家屋 番号 1120番5

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 82.81平方メートル
2階 36.85平方メートル

所有者 A



令和6年(ケ)第173号
令和6年11月18日受理
令和7年 1月17日提出
(評価人 佐野俊夫)

現況調査報告書

水戸地方裁判所
執行官 加藤宏紀

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 常陸大宮市泉字根本上
地 番 1 1 2 0 番 4
地 目 公衆用道路
地 積 1 4 7 平方メートル
共有者 A 持分3分の1
- 2 所 在 常陸大宮市泉字根本上
地 番 1 1 2 0 番 5
地 目 宅地
地 積 2 4 1 . 3 2 平方メートル
所有者 A
- 3 所 在 常陸大宮市泉字根本上 1 1 2 0 番地 5
家屋番号 1 1 2 0 番 5
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1 階 8 2 . 8 1 平方メートル
2 階 3 6 . 8 5 平方メートル
所有者 A

(土地・建物用)

不 動 産 の 表 示		「物件目録」のとおり	
住 居 表 示		(住居表示未実施)	
土 地		物件 1, 2	
現 況 地 目	■宅地(物件2) ■雑種地(物件1) □ (物件)		
形 状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■土地所有者 □その他の者() ■上記の者が物件2土地に下記建物を所有し、占有している ■物件1土地については 通路 として使用されている □「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項	カーポート(工作物)がある。		
建 物		物件 3	
種類、構造及び 床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる(□主たる建物 □附属建物) □種 類: □構 造: □床面積:		
物件目録にない 附 属 建 物	■ない { 種 類: □ある { 構 造: 床面積:		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■建物所有者 □その他の者 ■上記の者が本建物を 居宅 として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分		■ない □ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係		□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	1 本物件には私が住んでいます。 2 本件建物の増改築はしていません。 3 本物件に事件や故障はありません。 4 1階の天井の一部にシミがあるのは東日本大震災の際に発生した雨漏りの跡ですが、修繕済みで現在は雨漏りしていません。 5 本件土地に境界争いはありません。 6 共有持ち分を有する物件1土地の通路について、特段の取り決めなどはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

執行官の意見

- 1 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 1階の天井の一部に雨漏り跡が見られたが、修繕済みで現在は雨漏りしていないと
のことである。
- 3 以上から本物件の占有状況については、登記事項証明書の記載及び債務者兼所有者
の陳述、その他現場の状況等を総合して2枚目記載のとおりであると認定した。

(調査経過用)

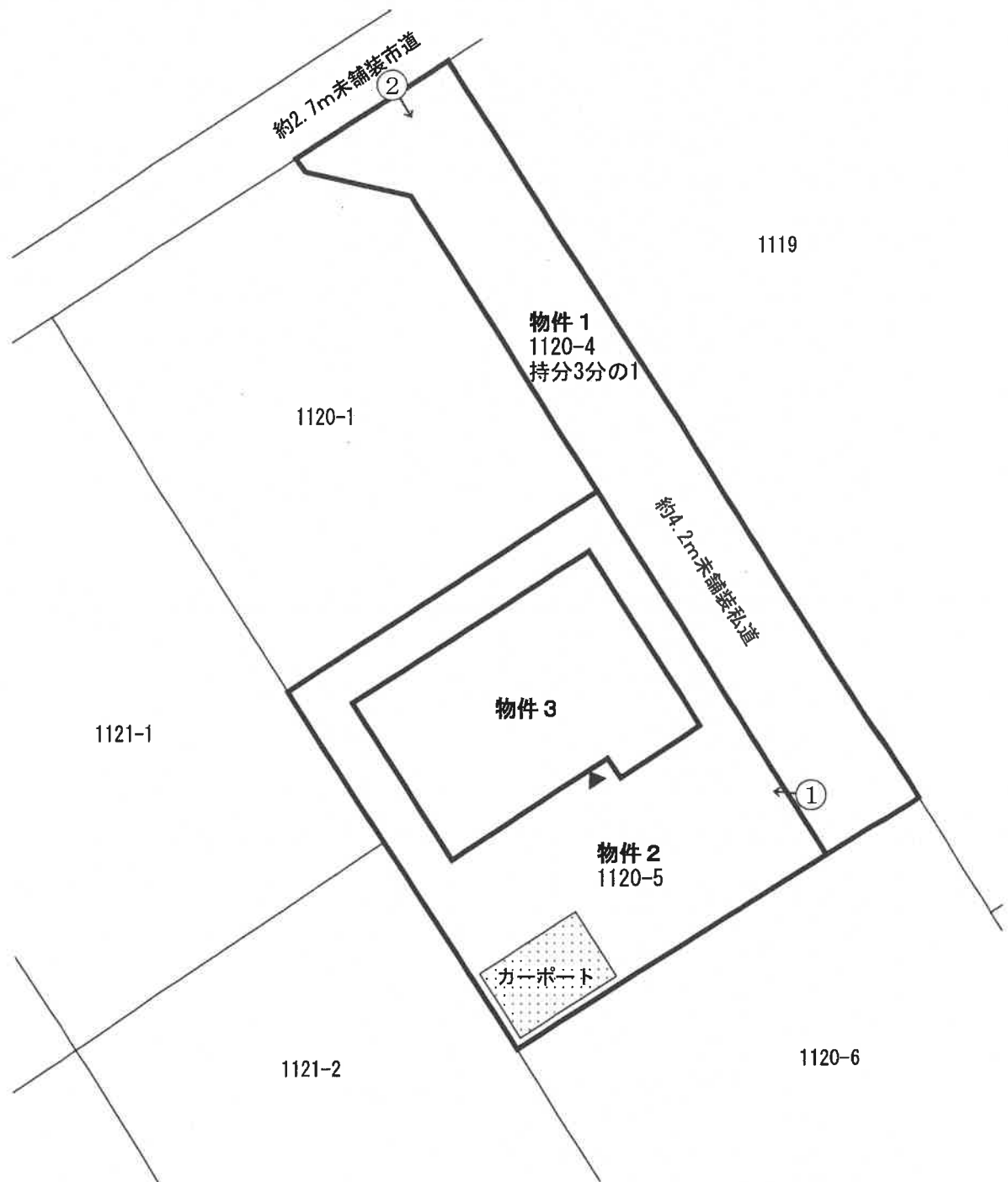
調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和6年11月19日(火)	当 庁	■常陸大宮市役所に公課証明書・家屋平面図・地番集成図の送付嘱託(郵送)
令和6年11月26日(火)	当 庁	■債務者兼所有者から聴取(電話)
令和6年12月3日(火)	当 庁	■債務者兼所有者に照会書を送付
令和6年12月25日(水) 10:20—10:50	物件所在地	■立入調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■債務者兼所有者から聴取 ■評価人同行
年 月 日() : — :		
年 月 日() : — :		
年 月 日() : — :		
年 月 日() : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)

土地建物位置関係図

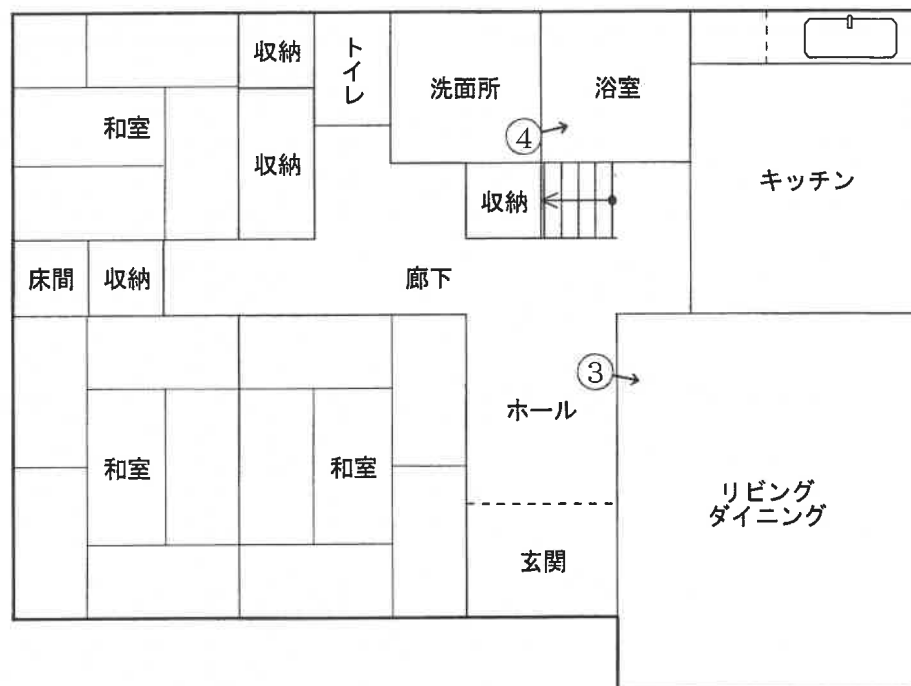
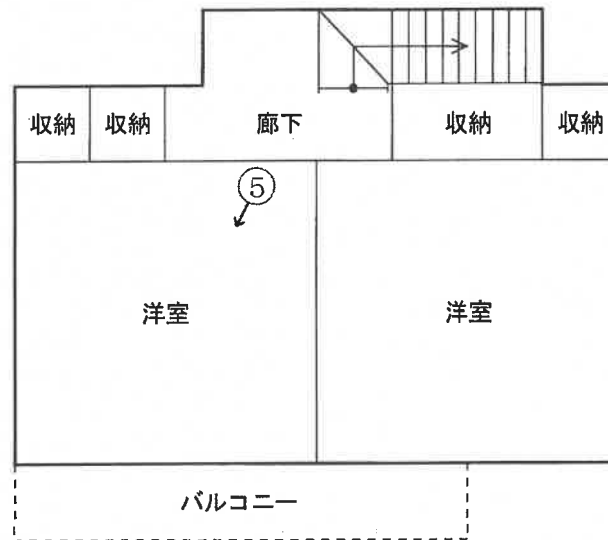
事件番号	6年(ケ)173号
物件番号	1～3



この図面は、
法第14条第1項地図及び現地調査等により作成した物件の形状・配置の概要図です。

間 取 図

事件番号	6 年 (ケ) 1 7 3 号
物件番号	3



※間取図と現況が異なる場合は現況優先となります。

写真番号 1



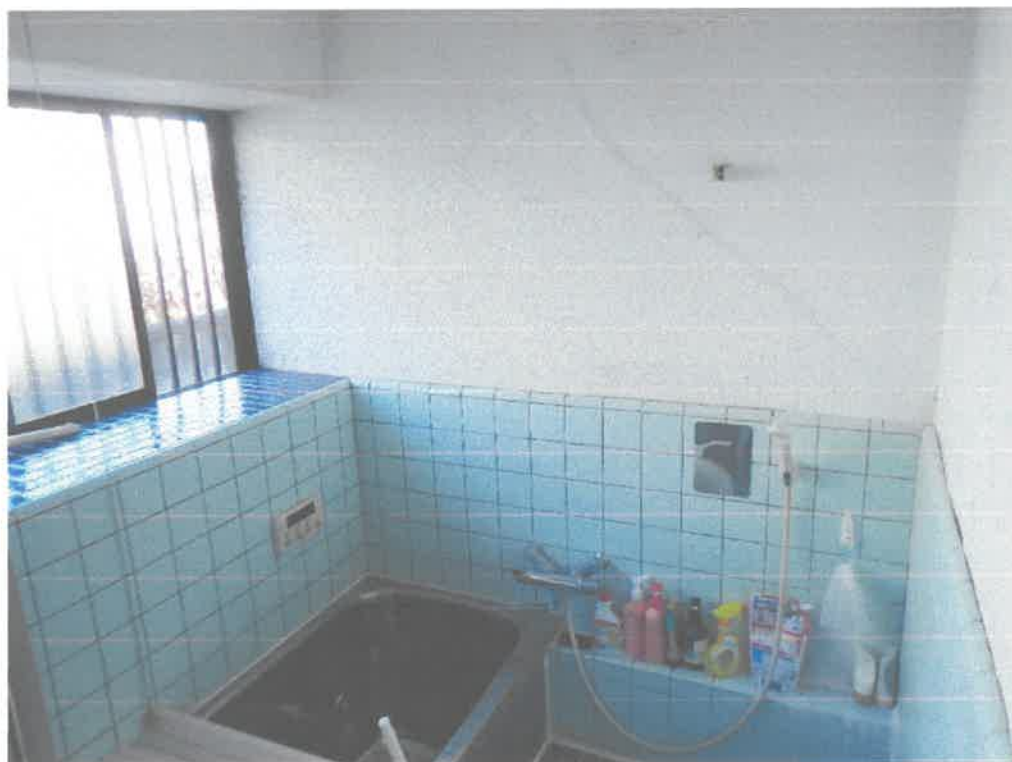
写真番号 2



写真番号 3



写真番号 4



写真番号 5



令和 6年（ケ）第 173号
令和 6年11月18日 受 命
令和 6年12月25日 現地調査
令和 7年 1月 6日 評 価
令和 7年 1月14日 提 出

水戸地方裁判所 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
佐 野 俊 夫

第1 評価額

一 括 価 格		
金 1, 4 3 0, 0 0 0 円		
内 訳 価 格		
物件 1 (土地)	金	5 0, 0 0 0 円
物件 2 (土地)	金	8 5 0, 0 0 0 円
物件 3 (建物)	金	5 3 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番目積	別紙物件目録記載のとおり	雑種地
2	所在地番目積	別紙物件目録記載のとおり	
3	所 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	別紙物件目録記載のとおり	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位置・交通	JR水郡線「常陸大宮」駅の南東方・道路距離約3.3km 最寄バス停「大宮自動車教習所前」の東方・約130m（徒歩約2分）	
付近の状況	店舗や事業所等が存する幹線道路（国道118号）背後の戸建住宅・事業所・農地等が混在する地域。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域内・非線引地域 用途地域の指定なし 指定 60% 指定 200% なし 常陸大宮市立地適正化計画
画地条件	以下は有効宅地／物件2の記載である（物件1は後記道路）。 地積：241.32㎡（登記簿） 間口：約16.8m 奥行：約14.4m 形状：ほぼ長方形 地勢：概ね平坦 高低差：接面道路と概ね等高 接面道路との関係：中間画地 （※）目視では隣地境界が確認できない境界不分明な土地であることから、上記は各種図面・ネット上の航空写真・一部外周の把握による概況である。	
接面道路の状況	北西側約2.7m未舗装市道（建築基準法第42条第2項道路） （※1）セットバックを要する道路 北東側約4.2m未舗装私道（建築基準法第42条第1項第5号道路） （※2）物件1は当該私道に該当する 建築基準法上の道路に係る記載は茨城県県北県民センター建築指導課の陳述による。	
土地の利用状況等	物件2は物件3建物（居宅）の敷地として利用されている。前記のとおり、物件1は行き止り（共有）未舗装私道である。 建物の配置等は別添土地建物位置関係図のとおり。	

供給処理施設	上水道：あり（特記事項参照） 都市ガス：なし 下水道：あり （注1）供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。 （注2）本件土地内私設管等の埋設状況については不明である。 （注3）実際の接続・利用の可否、それに伴う各種のコスト負担・手続き等については、関係各所においての詳細調査を要する。
特記事項	①物件1は道路位置の指定を受けている（以下参照）。 指定年月日：平成元年5月26日 宮土木指令第570号 幅員 4.20m 延長 34.30m ②市上下水道部によれば、本件土地は北西側市道埋設公設管に接続する物件1埋設（共有）私設管により上水道を利用しているとの陳述があった。 ③評価人としての目視等調査には限界があることから、地中埋設物及び土壌汚染対策法に定められた特定有害物質の有無、地盤地質等の把握については、別途専門調査機関による調査を要する。よって、実際に存した場合（産業廃棄物等を含む）における負担額等をすべて担保できるか否かは不明である。 （※）地表の多くはコンクリートで覆われており、目視での把握は困難である。なお、当該コンクリートには複数の亀裂があった。 ④北西側市道はセツバックを要する道路であるが、接面する物件1は私道であるため減価要因にはならないと判断した。

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成元年 9月27日 新築 約35年 満了
仕 様	構造 木造 屋根 瓦葺 外壁 モルタル塗吹付仕上げ 内壁 ビニールクロス、繊維壁等 天井 ビニールクロス、石膏ボード、合板等 床 フローリング、畳、絨毯等 設備 電気・給排水衛生設備等一式 （※1）仕様は目視確認の範囲によるもので推定を含む。 （※2）設備については動作確認をしていないため、 使用可能か否かは確定できない。	
床面積（現況）	1階 82.81㎡（登記簿） 2階 36.85㎡（登記簿） 計 119.66㎡	
現況用途等	階層 地上2階建 現況用途 居宅 間取り 別添間取図のとおり	
品 等	普通	
保守管理の状態	概ね普通 天井に雨漏り跡と思われる大きなシミがあったが、補修済みとの関係人陳述があった（詳細は不明である）。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	①建築計画概要書記載内容（抜粋） 平成元年5月31日 第宮61号 専用住宅 新築 （※）検査済証交付の記録なし（前記建築指導課陳述より） ②目視調査の範囲による限りにおいては、保守管理状態は前記のとおり確認したが、評価人としての調査には限界があるため、建物に係るその他劣化損傷の把握については、別途専門調査機関による調査が必要である。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	共有持分 割合 エ	更地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	13,500	0.100	147	$\frac{1}{3}$	70,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 常陸大宮-1

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $17,600\text{円}/\text{㎡} \times 99.4/100 \times 100/104.0 \times 100/124.2 = 13,500\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位+4

◇地域格差：街路条件+8.0 環境条件+15.0

イ 個別格差：共有私道▲90

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 共有持分割合：1/3

② 物件2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有持分 割合 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
2	13,500	0.960	241.32	0.60		1,880,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 常陸大宮-1

公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $17,600\text{円}/\text{㎡} \times 99.4/100 \times 100/104.0 \times 100/124.2 = 13,500\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位+4

◇地域格差：街路条件+8.0 環境条件+15.0

イ 個別格差：街路条件(道路の系統・連続性▲5) 画地条件(方位+1)

ウ 地積：登記記載の地積。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

③ 物件3（建物）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	共有持分 割合 ウ	現価率 エ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
3	160,000	119.66		0.005	100,000

ア 再調達原価 : 160,000円/㎡

イ 現況延床面積 : 119.66㎡

エ 現 価 率

観察減価及び中古建物の市場性減価50%、残価率1%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・現価率＝{残価率1%＋(1－1%)×(経済的残存耐用年数0年／経済的全耐用年数25年)}×(1－観察減価50%)＝0.005

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件2土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
2	1,880,000	0.35 法定地上権	660,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のように査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②カ, 1③ オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	70,000		1.00	1.00	0.70	50,000
2	1,880,000	-660,000	1.00	1.00	0.70	850,000
3	100,000	+660,000	1.00	1.00	0.70	530,000
一括価格（合計）						1,430,000

ウ 占有減価修正：必要ないと判断した。

エ 市場性修正：必要ないと判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

(※) 本件評価は現地調査日において目視可能な部分を前提とし、かつ、公共機関の陳述・公開された資料・（陳述が得られた場合には）関係人陳述等に基づいたものである。よって、競売不動産特有の調査上の各種制約等により、把握が困難な流動的要因については、当該競売市場修正に包含されていることに留意されたい。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格 常陸大宮-1

所 在：常陸大宮市泉字新山497番12

価 格：17,600円／㎡

位 置：JR水郡線「常陸大宮」駅3.1km

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：170㎡

供給処理施設：水道, 下水道

接 面 街 路：南東側5.2m市道

用途指定等：都市計画区域内・非線引地域

用途地域の指定なし（建蔽率60%，容積率200%）

地域の概要：中小規模の住宅とアパートが見られる住宅地域

第7 附属資料

- 1 物件目録
- 2 物件位置図
- 3 周辺見取図
- 4 法第14条第1項地図写
- 5 地積測量図写
- 6 建物図面写
- 7 土地建物位置関係図
- 8 間取図
- 9 仮名一覧表

以 上

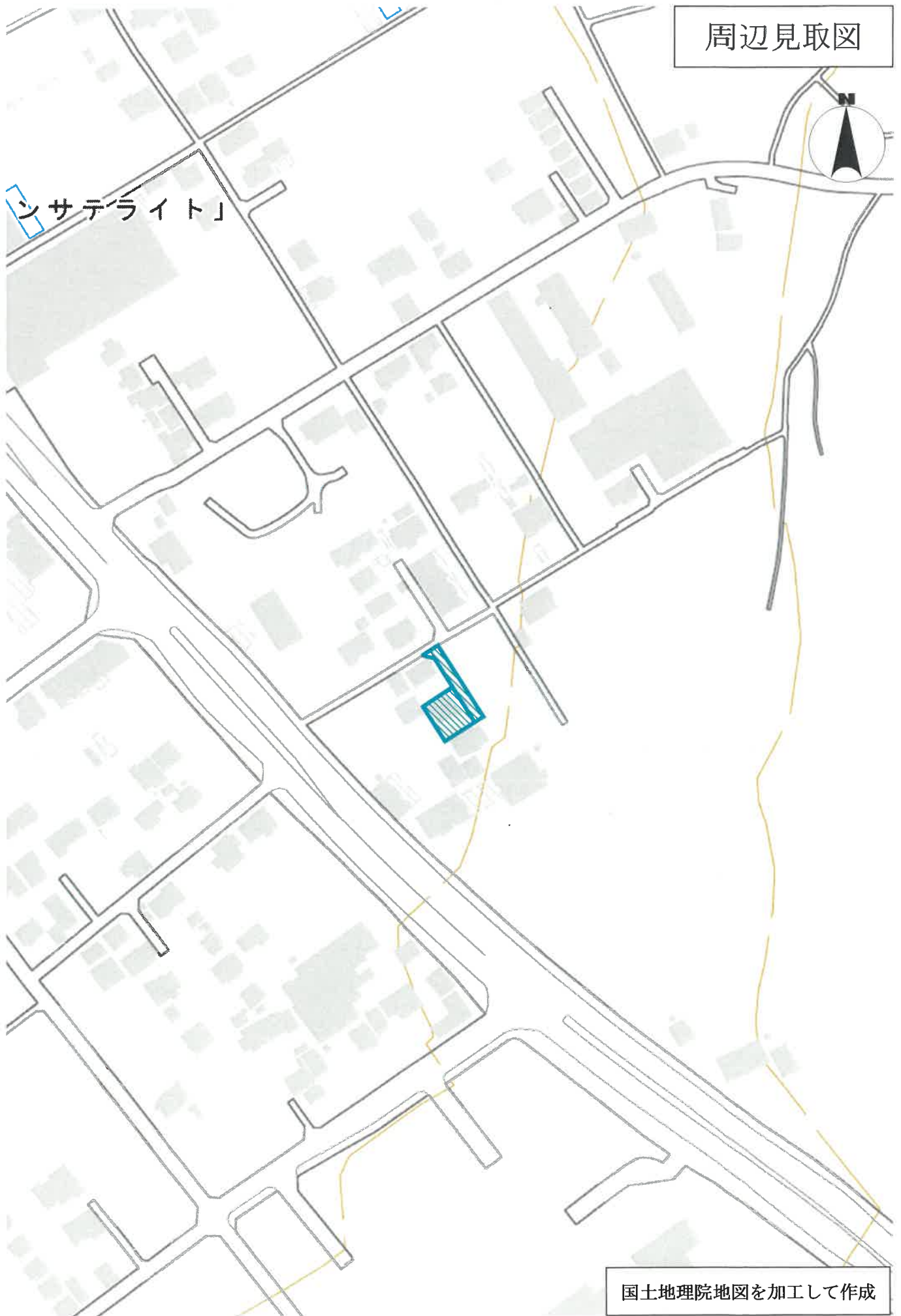
物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------|
| 1 | 所 在 | 常陸大宮市泉字根本上 |
| | 地 番 | 1 1 2 0 番 4 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 1 4 7 平方メートル |
| | 共有者 | A 持分 3 分の 1 |
-
- | | | |
|---|-----|-------------------|
| 2 | 所 在 | 常陸大宮市泉字根本上 |
| | 地 番 | 1 1 2 0 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 1. 3 2 平方メートル |
| | 所有者 | A |
-
- | | | |
|---|-------|--|
| 3 | 所 在 | 常陸大宮市泉字根本上 1 1 2 0 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 1 1 2 0 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 8 2. 8 1 平方メートル
2 階 3 6. 8 5 平方メートル |
| | 所有者 | A |





周辺見取図



国土地理院地図を加工して作成

法第14条第1項地図写



前 1120-1 後 ✓ 新 ✓

整理番号 307261

地積測量図

地番 1120-4 -5 -6

土地の所在 那珂郡大宮町泉字根本上

常陸大宮市

土地地形図兼

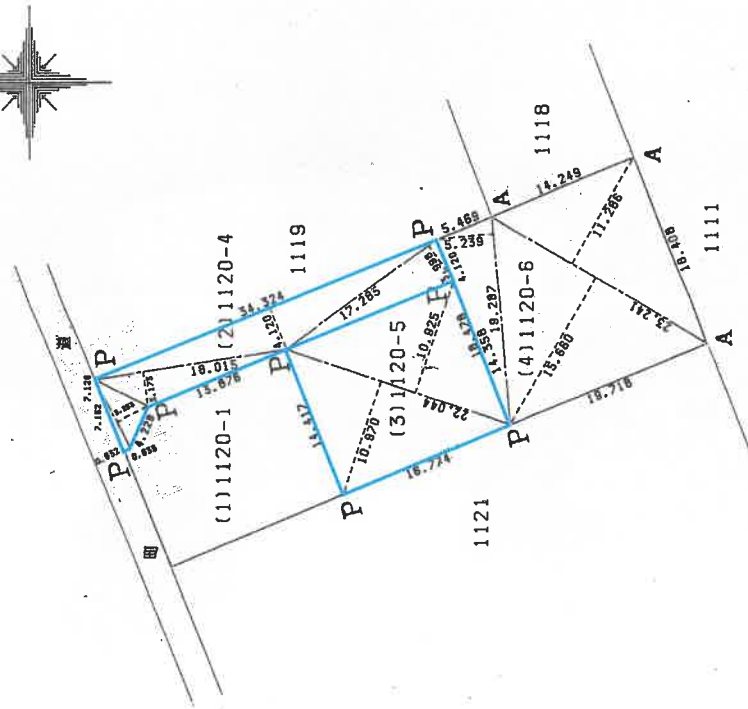
三斜求積表

地番 ② 1120-4				
NO.	底辺	高さ	倍面積	面積
	7.152	0.632	4.520064	
	7.152	3.253	23.265456	
	18.015	3.173	57.161595	
	34.324	4.120	141.414880	
	17.285	3.998	69.105430	
		倍面積	295.467425	
		倍面積	147.7337125	
		地積	147	㎡

地番 ③ 1120-5				
NO.	底辺	高さ	倍面積	面積
	22.044	10.970	241.822680	
	22.044	10.925	240.830700	
		倍面積	482.653380	
		倍面積	241.3266900	
		地積	241	㎡

地番 ④ 1120-6				
NO.	底辺	高さ	倍面積	面積
	19.287	5.239	101.044593	
	23.241	15.660	363.954060	
	23.241	11.286	262.297926	
		倍面積	727.296579	
		倍面積	363.6482895	
		地積	363	㎡

地番 ① 1120-1				
公積	996.0000	總計	752.7086920	
		殘地	243.2913080	
		地積	243	㎡



P プラスチック杭
A 金 釘 杭

作製者

申請人

縮尺 1/500

(昭和43年12月12日作成)

(茨城土地家屋調査士会周紙)

A3版をA4版に縮小

建物図面写

整理番号 403551
各階平面図

家屋番号 1120-5、

建物の所在 群馬県大宮町泉字根本上 1120番地5

常陸大宮市

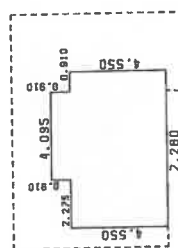
1 階



求積表

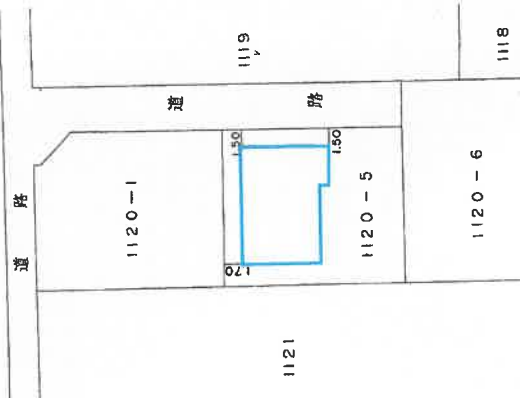
7.280 X 7.280	= 52.998400
8.190 X 3.640	= 29.811600
合計	82.810000
床面積	82.81 m ²

2 階



求積表

0.910 X 4.095	= 3.726450
4.550 X 7.280	= 33.124000
合計	36.850450
床面積	36.85 m ²



作製者

(茨城土地家屋調査士会 用紙)

縮尺 1/250

縮尺 1/500

申請人

A3版をA4版に縮小

土地建物位置関係図

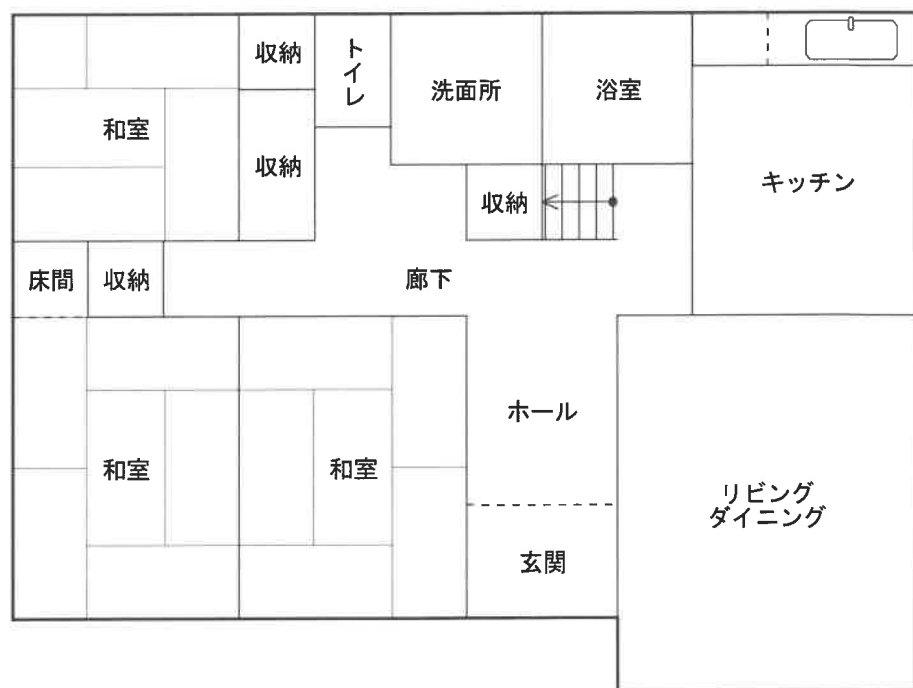
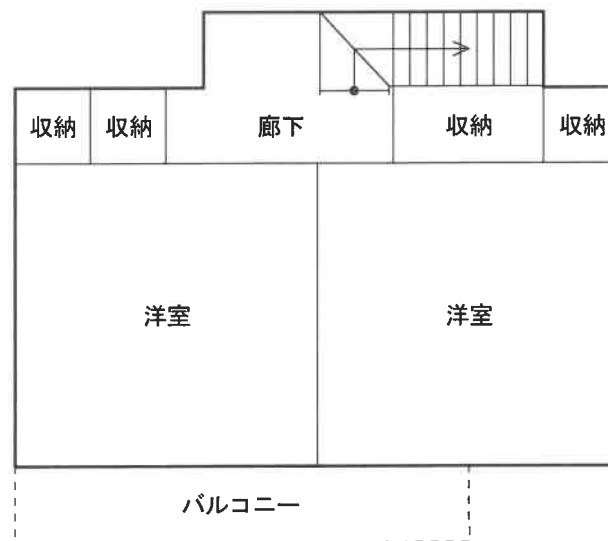
事件番号	6年(ケ)173号
物件番号	1～3



この図面は、
法第14条第1項地図及び現地調査等により作成した物件の形状・配置の概要図です。

間 取 図

事件番号	6 年 (ケ) 1 7 3 号
物件番号	3



※間取図と現況が異なる場合は現況優先となります。